

## ◎独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程

平成17年3月31日  
水機規程平成16年度第50号

[沿革] 平成18年 3月31日 水機規程第34号改正①  
平成19年 3月30日 水機規程第38号改正②  
平成19年12月 7日 水機規程第20号改正③  
平成20年 3月31日 水機規程第43号改正④  
平成21年 2月 2日 水機規程第19号改正⑤  
平成21年 3月31日 水機規程第36号改正⑥  
平成21年11月30日 水機規程第16号改正⑦  
平成22年 3月31日 水機規程第30号改正⑧  
平成22年11月30日 水機規程第21号改正⑨  
平成23年 3月31日 水機規程第27号改正⑩  
平成24年 6月29日 水機規程第 4号改正⑪  
平成25年 3月29日 水機規程第35号改正⑫  
平成26年 3月31日 水機規程第22号改正⑬  
平成26年 7月31日 水機規程第 7号改正⑭  
平成27年 3月31日 水機規程第40号改正⑮  
平成29年 3月30日 水機規程第23号改正⑯  
平成30年 3月28日 水機規程第28号改正⑰

(総則)

第1条 独立行政法人水資源機構就業規則（水機規程平成15年度第11号。以下「規則」という。）第33条第1項の規定により転勤その他の異動を命ぜられる職員のうち、限定した地域の事務所に勤務を命ぜられる職員に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。⑤⑬

(勤務地域)

第2条 この規程において、限定した地域の事務所とは、次の表の左欄に掲げる地域区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める事務所をいう。④⑤⑩⑬⑮⑯⑰

地域区分	事務所
関東地域	本社、総合技術センター、利根導水総合事業所、思川開発建設所、沼田総合管理所、利根川下流総合管理所、荒川ダム総合管理所、千葉用水総合管理所、下久保ダム管理所、草木ダム管理所、群馬用水管理所、霞ヶ浦用水管理所
中部地域	中部支社、豊川用水総合事業部、木曽川水系連絡導水路建設所、愛知用水総合管理所、木曽川用水総合管理所、岩屋ダム管理所、阿木川ダム

	管理所、長良川河口堰管理所、味噌川ダム管理所、徳山ダム管理所、三重用水管理所
関西地域	関西・吉野川支社淀川本部、川上ダム建設所、丹生事務所、琵琶湖開発総合管理所、木津川ダム総合管理所、一庫ダム管理所、日吉ダム管理所
四国地域	関西・吉野川支社吉野川本部、池田総合管理所、旧吉野川河口堰管理所、香川用水管理所
九州地域	筑後川局、朝倉総合事業所、両筑平野用水管理所

## 2 削除

(地域勤務型職員の認定)

第3条 理事長は、独立行政法人水資源機構職員給与規程（水機規程平成15年度第12号）

第4条第1項に規定する職員本給表（以下「職員本給表」という。）の等級（以下単に「等級」という。）が7等級以下であり、かつ次の各号のいずれかの事情を有する職員を、2年を超えない範囲内において必要な期間を定め、前条の表の一の地域区分内の限定した地域の事務所での勤務（以下「地域勤務」という。）を命ずることが相当である者と認定することができる。⑤⑬⑭

- 一 本人、配偶者又は子の傷病
- 二 本人又は配偶者の父母の介護
- 三 18歳以下の子の養育
- 四 その他地域勤務を必要とする特別の事情

2 前項の規定に基づく理事長の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする職員は、別記様式により、規則第5条第3項に規定する所属長（以下「所属長」という。）を経由して、理事長に認定の申請をしなければならない。⑤⑬

3 理事長又はその指定を受けた職員は、前項の認定の申請をした職員に対して、当該申請の内容について確認、審査するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。⑤

4 理事長は、第2項の認定の申請があったときは、勤務地域審査委員会の設置に関する規程（水機規程平成20年度第20号）第1条に定める勤務地域審査委員会に諮った上で、機構の業務上の必要を勘案の上、認定の可否を決定するものとする。⑤

5 理事長の指定を受けた職員は、認定がなされたときは、当該認定を受けた職員（以下「地域勤務型職員」という。）に、その所属長を経由して、その旨を通知するものとする。②⑤

(認定の解除)

第4条 地域勤務型職員は、認定の解除を受けようとするとき又は第3条第2項の認定の申請に係る地域勤務を必要とする事情が消滅したときは、別記様式により、その所属長を経由して、認定の解除を理事長に申請しなければならない。⑤

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定に基づく認定の解除について準用する。⑤

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、認定の解除をすることができる。⑤
- 4 地域勤務型職員は、前項の認定の解除の可否を決定するために必要があると認める書類の提出を理事長又はその指定を受けた職員が求めたときは、これに応じなければならない。⑤
- 5 理事長は、第3項の認定の解除の可否を決定するために必要があると認めるときは、あらかじめ勤務地域審査委員会に諮るものとする。⑤
- 6 前条第5項の規定は、第3項の規定に基づく認定の解除について準用する。⑤

(本給)

第5条 地域勤務型職員の本給は、月額とし、その額は、職員本給表に定める額に別に定める割合を乗じて得た額とする。⑤⑬

(等級)

第6条 認定がなされた日の前日に受けている等級が7等級である職員の等級は、認定がなされた日をもって、6等級とする。⑭

- 2 前項の規定により6等級となった地域勤務型職員に係る認定が解除された場合において、理事長は、特に必要があると認めるときは、認定の解除がなされた日の前日に当該地域勤務型職員が受けていた等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。⑤⑭

(退職手当の算出基礎)

第7条 地域勤務型職員の退職手当の算定基礎となる本給月額は、第5条の規定にかかわらず、その者が退職し、解雇され、又は死亡した日における本給の月額とし、その額は、当該日における職員本給表に定める額とする。②⑤⑬

(その他)

第8条 この規程に定めのない給与又は退職手当に関する事項については、独立行政法人水資源機構職員給与規程又は独立行政法人水資源機構職員退職手当支給規程（水機規程平成15年度第13号）の定めるところによるものとする。⑤

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 平成17年4月1日から平成17年6月30日までの間における5等級、6等級、7等級及び8等級の地域勤務型職員の本給の月額は、第5条に規定する本給の月額の額から、その額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑤
- 3 平成17年7月1日から平成21年3月31日までの間における地域勤務型職員の本給の月額は、第5条に規定する本給の月額の額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。④⑤
  - 一 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで 100分の3
  - 二 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の4
  - 三 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の5
- 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における地域勤務型職員に対し支給

する本給の月額、第5条及び附則第3項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第33号）による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成18年度改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成17年度改定後の本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成18年度改定後の本給月額に平成17年度改定後の本給月額と平成18年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「平成17年度みなし本給月額」という。）から、平成17年度みなし本給月額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。①③⑤⑨

5 平成19年4月1日から平成21年11月30日までの間における地域勤務型職員に対し支給する本給の月額は、第5条並びに附則第3項及び第10項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成19年度第19号）による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成19年度改定後の本給月額」という。）が平成17年度改定後の本給月額に達しないこととなる場合には、平成19年度改定後の本給月額に平成17年度改定後の本給月額と平成19年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「平成19年度みなし本給月額」という。）から、平成19年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。③④⑤⑥⑦⑨

6 平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間における地域勤務型職員（平成13年4月1日から平成22年11月30日までの間に新たに職員となった地域勤務型職員を除く。）の本給の月額は、第5条、附則第15項及び第16項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程、独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程及び独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（水機規程平成21年度第16号）による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度改定後の本給月額」という。）が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）に達しないこととなる場合には、平成21年度改定後の本給月額に平成21年度調整本給月額と平成21年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額（以下「平成21年度みなし本給月額」という。）から、平成21年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑦⑧⑨

7 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における地域勤務型職員（平成13年4

月1日から平成23年3月31日までの間に新たに職員となった地域勤務型職員を除く。)の本給の月額、第5条、附則第15項及び第16項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構職員給与規程等の一部を改正する規程(水機規程平成22年度第21号)による改正後の独立行政法人水資源機構職員給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額(以下「平成22年度改定後の本給月額」という。)が独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額(以下「平成22年度調整本給月額」という。)に達しないこととなる場合には、平成22年度改定後の本給月額に平成22年度調整本給月額と平成22年度改定後の本給月額の差額に相当する額を加えて得た額(以下「平成22年度みなし本給月額」という。)から、平成22年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。⑨

8 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における地域勤務型職員(平成13年4月1日から平成24年3月31日までの間に新たに職員となった地域勤務型職員を除く。)の本給の月額、第5条、附則第17項、第18項及び第19項の規定にかかわらず、独立行政法人水資源機構給与規程等の一部を改正する規程(水機規程平成22年度第27号)による改正後の独立行政法人水資源機構給与規程の規定による職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額(以下「平成23年度本給月額」という。)が平成22年度調整本給月額に達しないこととなる場合には、平成23年度本給月額に平成22年度調整本給月額と平成23年度本給月額の差額からその差額に100分の50を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額を加えて得た額(以下「平成23年度みなし本給月額」という。)から、平成23年度みなし本給月額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。①③⑥⑦⑧⑨⑩

9 平成18年4月1日以降において、平成18年3月31日に属していた等級(以下「基準等級」という。)より下位の等級に降格をした地域勤務型職員に対する平成18年4月1日から平成21年11月30日までの間における附則第4項及び第5項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額(以下「平成17年度改定後の本給月額」という。)」とあるのは「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合(平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合)に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(水機規程平成17年度第16号)を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額(以下「平成17年度改定後の本給月額」という。)」とする。①③⑤⑦⑨

10 平成18年4月1日以降において、基準等級より下位の等級に降格をした地域勤務

型職員に対する平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間における附則第6項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）」とする。⑦⑨⑩

- 11 平成18年4月1日以降において、基準等級より下位の等級に降格をした地域勤務型職員に対する平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第7項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とする。⑨
- 12 平成18年4月1日以降において、基準等級より下位の等級に降格をした地域勤務型職員に対する平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における附則第8項の適用については、「平成22年度調整本給月額」とあるのは、「平成18年3月31日において当該降格後の等級に降格したものとした場合（平成18年3月31日以降に、基準等級より下位の等級への降格を2回以上した場合にあっては、平成18年3月31日にそれらの降格を順次したものとした場合）に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額」とする。⑩
- 13 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった地域勤務型職員が、平成18年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該地域勤務型職員に対する平成18年4月1日から平成21年11月30日までの間における附則第4項及

び第5項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成17年度改定後の本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成17年度改定後の本給月額」という。）」とする。①③⑤⑦⑨⑩

14 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった地域勤務型職員が、平成18年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該地域勤務型職員に対する平成21年12月1日から平成22年11月30日までの間における附則第6項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.76を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成21年度調整本給月額」という。）」とする。⑦⑨⑩

15 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった地域勤務型職員が、平成18年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該地域勤務型職員に対する平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第7項の適用については、「独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用して平成18年3月31日において受けていた職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平成22年度調整本給月額」という。）」とあるのは「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額（以下「平

成22年度調整本給月額」という。)とする。⑨⑩

- 16 平成18年3月31日以前を含む期間に係る規則第36条第1項の規定による休職を命ぜられ、規則第35条の規定による出向を命ぜられ、規則第25条の規程による育児休業をし、又は規則第22条に定める介護休暇若しくは傷病による欠勤のため引き続き勤務していなかった地域勤務型職員が、平成18年4月1日以降に復職し、復帰し、又は再び勤務するに至った場合において、別に定めるところにより本給月額の調整をした当該地域勤務型職員に対する平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間における附則第8項の適用については、「平成22年度調整本給月額」とあるのは、「平成18年3月31日に、別に定めるところにより本給月額の調整をしたものとした場合に独立行政法人水資源機構職員給与規程の一部を改正する規程（水機規程平成17年度第16号）を適用したとしたならば、同日において受けることとなる職員本給表に定める定額に加算額を加えた額に100分の99.63を乗じて得た額に第5条に定める割合を乗じて得た額」とする。⑩
- 17 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間における地域勤務型職員（次項及び第19項に規定する者を除く。）の本給の月額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定により得た額から、その額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、平成25年4月1日以降、新たに職員となった者（国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）を除く。⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬
- 18 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）が地域勤務型職員となった場合の本給の月額は、第5条及び前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、第5条の規定により得た額から、その額に100分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑥⑦⑧⑨⑩⑫⑬
- 19 平成15年4月1日から平成25年3月31日までの間に新たに職員となった者（国家公務員等であった者で引き続き機構の職員となった者を除く。）が地域勤務型職員となった場合の本給の月額は、第5条及び附則第17項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、第5条の規定により得た額から、その額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。⑩⑫⑬
- 20 平成13年度新規採用職員に対する平成22年4月1日から平成22年7月31日までの間における附則第6項の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の2」と、平成22年8月1日から平成22年11月30日までの間における同項の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。⑨⑩
- 21 平成13年度新規採用職員に対する附則第7項の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。⑨⑩
- 22 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）におけ

る地域勤務型職員の本給の月額は、第5条の規定にかかわらず、附則第17項から第19項までの各項の規定により得た額から、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。⑩

- 一 職員本給表の1等級から2等級までの職員 100分の4.77
- 二 職員本給表の3等級から5等級までの職員 100分の7.77

23 特例期間における地域勤務型職員の独立行政法人水資源機構職員給与規程第23条に規定する業績手当の算定については、前項の規定は適用しない。⑪

24 附則第22項の規定により給与の支給に当たって減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。⑫

#### 附 則 ①

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

#### 附 則 ②

この規程は、平成19年4月1日から実施する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程第5条第1項の規程の適用を受け、平成29年3月31日までに独立行政法人水資源機構就業規則（以下「規則」という。）第39条の規定により解雇され、規則第41条の規定により退職し、又は死亡した者については、従前の例による。

#### 附 則 ③

- 1 この規程は、平成19年12月7日から実施し、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間にこの規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた給与は、この規程による改正後の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程の規定による給与の内払いとみなす。

#### 附 則 ④

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

#### 附 則 ⑤

- 1 この規程は、平成21年2月3日から実施する。
- 2 この規程による改正前の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程第3条の規定により地域勤務型職員と認められた職員は、この規定による改正後の独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（この項において「新規程」という。）における地域勤務型職員となったものとし、新規程を適用する。
- 3 地域勤務型職員の本給月額の取扱いに関する達（水機達平成16年度第19号）の一部を別紙新旧対照表（その2）のとおり改める。

#### 附 則 ⑥

この規程は、平成21年4月1日から実施する。ただし、別紙新旧対照表第2に係る改正部分は、独立行政法人水資源機構（平成14年法律第182号）第13条第1項の規定に基づき、主務大臣から武蔵水路改築事業に関する事業実施計画の認可を受けた日の

翌日から実施する。

附 則 ⑦

この規程は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 ⑧

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 ⑨

この規程は、平成22年12月1日から実施する。

附 則 ⑩

この規程は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 ⑪

この規程は、平成24年7月1日から実施する。

附 則 ⑫

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 ⑬

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 ⑭

この規程は、平成26年8月1日から実施する。

附 則 ⑮

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 ⑯

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 ⑰

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

## 地域勤務型職員に係る申請書

申請年月日 平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構職員の地域勤務に関する規程（以下「地域勤務規程」という。）

〔 第3条 〕  
〔 第4条 〕 に基づき、以下のとおり地域勤務型職員の 〔 認 定 〕  
〔 認定の解除 〕 を申請します。

申請者所属 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

1 等級	等級																																				
2 生年月日	昭和 年 月 日 歳																																				
3 家族構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">続柄</th> <th style="width: 12.5%;">年齢</th> <th style="width: 12.5%;">学年</th> <th style="width: 12.5%;">同・別居</th> <th style="width: 12.5%;">健康状態</th> <th style="width: 12.5%;">特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	続柄	年齢	学年	同・別居	健康状態	特記事項																														
	続柄	年齢	学年	同・別居	健康状態	特記事項																															
4 本人住所	住所 <input style="width: 80%;" type="text"/> 形態 <input style="width: 15%;" type="text"/>																																				
5 家族住所	住所 <input style="width: 80%;" type="text"/> 形態 <input style="width: 15%;" type="text"/>																																				
6 両親住所	住所 <input style="width: 80%;" type="text"/>																																				
7 希望地域	<input style="width: 80%;" type="text"/>																																				
8 申請理由	<p>(地域勤務規程第3条第1項各号に規定する事情)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>(申請に係る状況及び理由を、具体的に記入してください。)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div>																																				

注) 住所欄の「形態」には、「持ち家」、「宿舎」など住居の形態を記入してください。  
 認定の解除を申請する方は「8 申請理由」のみ記入してください。  
 「8 申請理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

別紙

※申請に係る状況及び理由を、具体的に記入してください。